

東広島市教育委員会定例会（令和6年11月）議事録

1 日 時 令和6年11月26日（火）午後2時30分～午後3時30分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、京極委員、島本委員、棚橋委員、柏崎委員

（3）事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、神笠教育監、武上学校教育部次長兼教育総務課長、井上施設安全調整監、吉岡学事課長、徳満指導課情報教育推進室長、今井指導課課長補佐兼指導主事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

伊藤生涯学習部長、神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長、大内スポーツ振興課長、手島生涯学習部次長兼文化課長、坂木青少年育成課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

（4）書記 戸田主事

3 場 所 東広島市立高美が丘中学校

4 議 題

（1）議案事項

議案第16号 令和6年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
【非公開】

議案第17号 東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

議案第18号 東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

（2）報告事項

報告第55号 東広島市立中学校の部活動の地域展開について

報告第56号 令和5年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について

報告第57号 東広島市市制50周年記念「未来の東広島市」コンクールの結果について

報告第58号 令和6年度地域文化功労者表彰（文部科学大臣表彰）の被表彰者の決定について

報告第59号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

（3）その他

ア 中国中学校駅伝競走大会結果について

イ 令和6年度小中学校文化部関係全国大会結果について

ウ 第34回東広島市生涯学習フェスティバルの開催結果について

エ 生涯学習施設利用者の皆様へお知らせについて

オ 第12回探検！文化財の開催について

カ 西条酒蔵通り地区の町並みの保存と活用を考えるワークショップの開催について
キ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後 2 時30分

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和 6 年11月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、京極委員と棚橋委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第16号は議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第 1 項第 3 号に当たるため、非公開として審議したいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、議案第16号は非公開として審議することに決定いたしました。

議案第16号につきましては、その他の報告に続いて、最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第17号 東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

- 市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第17号東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、よろしくお願いいたします。

資料の 8 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、1 の提案理由でございます。市民の交流の活性化を図るとともに、市民の学習ニーズに対応することによりまして、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としまして、東広島市高屋情報ラウンジの管理運営について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の定義を行おうとするものでございます。

2 の制定の内容でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

ここでは、主な制定内容を御説明させていただきます。

第 1 条、趣旨でございますが、この規則につきましては、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 3 条、使用許可の申請でございますが、第 1 項、施設等の使用許可を受けようとする者は、使用する日の 6 か月前の日の属する月の初日から 7 日前までに申請書を教育委員会に提出していただくものでございます。

続いて、第 2 項、施設は引き続き 2 日を超えて使用することができませんが、教

育委員会が特別の事由があると認める場合におきましては、この限りではないとするものでございます。

資料の11ページでございます。

第5条、使用の許可の変更、または取消しでございますが、第1項、許可を受けた事項を変更しようとする場合につきましては、使用変更許可申請書に許可書を添えて、教育委員会に提出していただくものでございます。

第3項、施設等の使用を取りやめようとする場合は、使用許可取消し願いに許可書等を添えまして、教育委員会に提出していただくものでございます。

第7条、教育長への委任でございますが、この規則に定めたもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必要な事項につきましては、教育長が別に定めるものでございます。

資料の8ページへ戻っていただきまして、3の施行期日でございます。施行期日につきましては、条例の施行の日を予定しております。

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第17号東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 島本委員：出来上がるのを楽しみにしているんですけども、使用の目的が、教養、調査研究、レクリエーション等に限るとあります。例えばどんなことをするか、お聞きしてもいいですか。

○ 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：高屋情報ラウンジにつきましては、以前、お話ししましたように、図書館部分と交流スペースということで、2つに大きく分かります。特にこの交流スペースにつきましては、例えば先日も行いましたeスポーツの、そういった催しだとか、または図書を使いました読み聞かせでありますとか、またはマルシェなんかも中にはできるのではないかとというふうに考えております。こういった内容につきましては、地域団体等々と、こういった催しがいいのか、またどういった活動ができるのかということにつきまして協議を始めているということでございますので、徐々にそういった中身については煮詰めていくということで、今後進めていきたいと思っております。

○ 島本委員：使用料は必要ですか。

○ 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：来年度におきましては、基本的には使用料は必要ないということになります。基本的には市の主催行事に限るということで、来年については考えております。

○ 島本委員：地域センターも新しく建て替わって、どちらも使えるんですが、催物で使用するのに重なるものもあるだろうし、特色ある使用ができればいいなと思います。ぜひ広げていただいて、でもある程度維持できるようなコストダウンができればいいなと思います。ありがとうございます。

- 市場教育長：ほかにありませんか。
- 棚橋委員：この許可をするというのは、先ほどの利用目的に合致しているかどうか、審査をして許可するかどうかを決定するのでしょうか。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：先ほど申し上げましたように、来年度におきましては、市の主催行事に限らせていただいて、特に地元とのそういった連携、活性化の行事ということも含めて実施を検討しております。一応、申請を上げていただきまして、生涯学習課のほうで審査をさせていただいて、許可を出していくというような流れになると思います。
- 棚橋委員：将来的に市が企画したものでないものも使えるようになるということはないですね。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：再来年度以降は、今度は図書館全体が指定管理の更新時期に入ります。そういった場合のことも含めてどうするかということを1年かけて検討させていただきます。
来年度、試行的にどういった活動がここでできるのかということをいろいろ検討してみようと思っています。その中で、こういった形がいいというところを地元の方等も含めて検討してまいりたいと考えております。
- 棚橋委員：分かりました、ありがとうございます。
- 市場教育長：ほかにありませんか。
- 渡部教育長職務代理者：この施設の使用料とか、そういう規定はできているのでしょうか。あるいは作るとするとどの程度になるか、そういうことが分かれば教えていただきたいと思います。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：まだ現段階ではできておりませんが、基本的には平米数で設定をして、有料なのか、または無償なのかというところで、そういった規定をベースに作成することになるというふうに考えています。
- 渡部教育長職務代理者：これは、使用の目的には関係なく、スペースで使用料が決まる、そういう考え方ですか。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：面積とそれから使用目的、または有償なのか無償なのかも含めて、設定していきたいというふうに考えています。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第18号 東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第18号東広島市立図書館管理運営規則の一部改正についてを議題といたします。
議案の説明をお願いいたします。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

1の提案理由でございます。

東広島市立高屋図書館を新たに設置するため、東広島市立図書館管理運営規則について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものでございます。

2の改正の内容でございます。資料の16ページでございます。

主な改正内容をご説明いたします。目次の第2章、第5節、集会施設等の使用でございますが、これまで中央図書館の集会施設のみを貸し館としておりましたが、このたび高屋図書館の交流施設が新たに加わるため、集会施設等としております。

第3条、入館者の心得でございますが、条例第9条で行為の禁止事項を列挙しており、ただし書で、教育委員会の許可を得た場合は、この限りでないという規定をしております。そのため、第3条、ただし書で条例と同様の規定をするものでございます。例といたしましては、入館者の心得の一つとしまして、図書館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけないことを規定しておりますが、パブリックビューイング等、大声を発する事業を行う場合は、教育委員会の許可を受ければ実施可能というものでございます。

第4条、貸出しの対象者等でございますが、第2項の2行目、利用券の次に括弧書きで条文を加えております。こちらは、市公式LINEの市民ポータルサイトを利用しまして、図書館資料の貸出しに必要な利用者番号等を取得できることになったため、括弧書きを加えるものでございます。

資料の17ページをお願いいたします。

第18条、複写の手続でございますが、高屋図書館での複写はできないため、第2項の1行目、図書館の次に括弧書きを加えるものでございます。

資料の12ページに戻っていただきまして、施行期日でございます。

施行期日は、高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行の日を予定しております。

東広島市立図書館管理運営規則の一部改正についての説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第18号東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第55号 東広島市立中学校の部活動の地域展開について

○ 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。

報告第55号東広島市立中学校の部活動の地域展開について説明をお願いいたします。

- 今井指導課課長補佐兼指導主事：報告第55号東広島市立中学校の部活動の地域展開についてご説明いたします。

資料1 ページをご覧ください。

1の趣旨についてですが、9月の会議においてご報告させていただいた方向で進めているところです。今回は学校や生徒、保護者等への周知や今後の取組について報告させていただきます。

2は、今後の取組についての内容です。後ほどご説明いたしますが、このほど、本市部活動の地域展開についての方向性をまとめたリーフレットを作成しました。このリーフレットを基に、12月の経営戦略会議、文教厚生委員会、校長会において、今後の方向性について報告を行うこととしました。そして、1月にはこのリーフレットを市ホームページに掲載するとともに、現小学校6年生、その保護者、教職員等へ配布し、本市における部活動の地域展開の方向性について、広く周知いたします。2月以降は、今後の地域展開のさらなる推進に向けて、推進体制の整備や実践モデルの展開、検討会議の開催、推進計画の策定等を行っていく予定です。また、今後は学校運営協議会において、指導者を確保するなど、部活動の地域展開について検討してもらうよう依頼してまいります。

資料2 ページから5 ページをご覧ください。

先ほどお話ししたリーフレットです。ここには、部活動の現状や課題、地域展開で期待される効果、令和9年度から休日の部活動を終了することなど、本市部活動の地域展開の方向性を示しております。また、学校部活動に代わる新たなスポーツ、文化芸術活動や市が事務局として運営を目指している公認地域クラブのイメージについても記載しています。

6 ページをご覧ください。

この教職員向けのリーフレットには、教職員と公認地域クラブのつながりとして、兼職兼業についても記載しております。それぞれ二次元コード等をつけ、保護者や教職員からご意見等をもらう予定としており、今後、策定する推進計画に反映させてまいります。

令和9年度からの本市部活動の地域展開に向けて、生徒一人一人の多様なニーズに応じた活動機会を提供するとともに、持続可能なスポーツ、文化芸術活動の環境構築について、引き続き、取組を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 棚橋委員：このカラフルなリーフレット、大変見やすくなって、分かりやすく理解しやすいと思います。もしもまだ修正ができるのであれば、意見を2点ほど言わせてください。

3 ページ、上のほうに平日と休日を分けて、令和6年度までと令和6年度からで、青と黄色で分かりやすく示されていますね。これは非常に分かりやすいのです

が、その上の中央、あるいは後の文章でも、平日のことについては、状況を踏まえながら段階的に縮小するという文言があるのであれば、それが図の中にも反映されたほうがいいのではないかと思います。青い学校部分、令和9年度からで、完全な三角形とまでは言いませんけども、途中から段階的に青い部分が細くなって、黄色い地域が大きくなるような図にしたほうが、段階的に縮小するというニュアンスが出るのではないかと思いますというのが、意見の1つ目です。

それから、6ページの教職員に向けて、兼職兼業になるんですよという、このメッセージは非常に分かりやすいと思うのですが、もう少し分かりやすくしようと思うと、4行目からの青いところの文章、このような文章はご検討いただけないでしょうか。「公認地域クラブ等で教師等が休日に指導を行うことは本務ではなくなります。したがって、希望する場合は、兼職兼業の許可を得る必要があります」というのはいかがでしょうか。また、ご検討いただければと思います。

- 今井指導課課長補佐兼指導主事：今の2点の、平日の段階的縮小、図の中への表現、また2つ目の教職員の兼職兼業について、検討させていただきます。
- 市場教育長：検討するという事でよろしいでしょうか。
- 棚橋委員：はい、ご検討いただければという意見でございますので。
- 市場教育長：そのほか、ありませんか。
- 渡部教育長職務代理者：中学校の部活動の地域展開につきまして、非常に期待されているところです。既に地域のスポーツ関係のクラブ、具体的に名前は上げませんが、そういうところが動き出して、子供たちの獲得競争といいますか、そういう段階に今入っていると思っています。その中で、危惧されていることは、1つは適切な指導がなされない可能性があるということです。最近では少なくなったと言われますけれども、やはり指導の現場ではコーチとか監督というのは絶対的な立場になりますので、その考え方に従わなければ、子どもたちも厳しい立場になる。時には手を上げるような場面も予測されると、そういうことが心配されています。ですから、そういった事例が実際に起こってから何か対策を考えるというよりも、それなりの対応といいますか、ハラスメントへの対処の仕方、そういうものを考えておく必要があるのではないかと思います。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：適切な指導者の配置についてですが、1つは3ページにあります、地域展開のイメージにある運営事務局による認定支援、これを今後、考えていき、今のようない点について気をつけてまいりたいと思います。また、そういった視点を踏まえて、現在、指導者の確保のために、部活動指導員、外部指導者、それと学生ボランティア、あるいは競技団体と協力しながら、今ご指摘いただいた点に配慮した人選といいますか、そういう人たちをできるだけ多く見つけてお願いをしている段階になります。
- 渡部教育長職務代理者：よろしくお願いします。
- 市場教育長：そのほかございませんか。
- 柏崎委員：リーフレットありがとうございます。保護者の立場からすると、こういう

ものが出てきてすごくほっとするんじゃないかなと思いますが、うちの子の学校はどうなのという声が結構出てくると思います。保護者の間でも、西条みたいに人口が多いところはそれでいいかもしれないけど、人口が少ないところはどうするんだろうという不安の声が結構上がっております。東広島全体も大事ですけど、子供が多いエリア、少ないエリアで対応を変えていくとか、個別に対応していただけるのではないかという思いもあったりして、そういった学校も地域ごとの差について一言添えていただいたらもっと安心するのではないかと思うのですが、何か考えがあれば教えてください。

- 今井指導課課長補佐兼指導主事：地域間格差についてですが、現状として、1点は部活動指導員、これを今、各中学校2人、大規模、小規模、どちらもまず2人の確保を目標にしております。この2人というのは、子供の少ない学校において、2つは選択肢ができるようにし、大規模校も2人というのは、これは西条とかはその他の選択肢もあるので、そういう意味では、部活動指導員の確保を2人にして何らかの選択肢が設けられるように、今取り組んでいるところであります。

もう一点は、昨年度から行っております志和の地域モデル、これは中心部ではなく周辺部で、学校運営協議会や地域の自治会等と連携をして指導者を派遣してもらっている。こういった形で、中心部、周辺部、いろいろなやり方で、その地域に合わせた人材確保、取組ができるようにしているところです。

- 柏崎委員：ありがとうございます。ぜひ、地域ごとにというのも入れていただきたいと思います。
- 島本委員：資料に公認地域クラブとありますが、これは既にあるのですか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：いえ、現在、公認しているものはございません。
- 島本委員：今は、ない。今から公認地域クラブの認定をしていく。これは、民間のクラブチームではないですね。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：こちらにあります公認というのは、地域の、基本的には民間になるのですが、民間がやっていくものをどのようなルールの中でやっていくか、それを考えているところであります。また、国のほうも、ここについてはガイドラインを設けないといけないと中間報告が出ているので、そういった国のところも見ながらルールづくりをして、公認地域クラブの認定をやっていきたいと思っております。
- 島本委員：地域の団体で、伯和とか広大の学生と連携という話がありましたが、部活動には全く関係ないですか。
- 大内スポーツ振興課長：伯和、ダイソーとは今年、連携協定という形で協定を結んだところで、学校まで指導に来てほしいといった話もさせていただいていますが、公認地域クラブというところまではいたっていないです。
- 島本委員：子供を求めているところと、活動の場を求めているところが一緒になるといいのかなと思う。ゼロからつくるのは大変だと思います。

それから、この案づくりに校長先生は入っていないのですか。

- 今井指導課課長補佐兼指導主事：校長先生は検討委員会の中に、中学校校長会会長と中体連会長、文化部連盟会長、そういった方に入っています。また、段階に応じて校長会に行き説明をさせていただいております。
- 島本委員：この前の駅伝のように熱くなると、学校も、学校で見たいというのもあるだろうし。校長が板挟みになるのはいけないけど、最終には教職員を説得するというのも、保護者に説明するというのも、校長先生にも入ってもらって、一緒になって作れたらいいなと思います。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：校長先生方からは、地域のニーズ、保護者のニーズ、子供のニーズ、または教職員からのニーズ、実態もあるので、そういった現場の意見を聞きながら、今後の取組を進めてまいりたいと思います。
- 渡部教育長職務代理者：地域によって、子供たちが偏在している。先ほどご質問があったように子供たちがだんだん減っているわけです。問題はやはり指導者です。指導者が周辺のほうにいないということが、将来問題になる可能性が高いので、どういう種目で何人、どこにいらっしゃるかといったことは、調べればすぐ分かることだと思うのですが、その指導者を派遣できるかどうか、交通費も含めた手当というのを考えられれば、地域の不満とか、そういうものも解消されるのではないかと思います。ですから、種目に対する指導者の経験とか、具体的に何人くらい派遣できるか、そういう調査をあらかじめすることが大事なのではないかと思います。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：今のような指導者がどこまで派遣できるかというところで、今年度、バスケットボール協会、柔道連盟、剣道協会、そういったところには、今、おっしゃられたような指導者の派遣がどのくらいできるかと学校からの要望、これがマッチしたところに派遣しているような状態です。したがって、指導者の確保、人数とか、まだ少ないですが、今後もそういった形で確保してまいりたいと思います。
- 渡部教育長職務代理者：分かりました。
- 市場教育長：主体は子供なので、子どものアンケートを取るとか。以前アンケートを取りましたよね。今後、またアンケートを取って、子供の意見を吸い上げる予定がありますか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：先ほどの保護者とか教職員以外のところも、地域からのアンケートで意見を聞くのがありますが、児童生徒のアンケートも今後どうするか、考えてまいりたいと思います。
- 市場教育長：よろしいですか。

報告第56号 令和5年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について

- 市場教育長：それでは、次に報告第56号令和5年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について説明をお願いいたします。

- 今井指導課課長補佐兼指導主事：報告第56号令和5年度「東広島市立小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状についてご報告いたします。

7ページをご覧ください。

本資料は、令和5年度の本市における暴力行為、いじめ、不登校の現状について、国や県と比較したものです。

初めに、1、暴力行為の発生件数についてです。

折れ線グラフをご覧ください。赤線が東広島市です。令和5年度の本市児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数は、中学校で国と同じ、県より少ない状況で、小学校は国及び県より少ない状況でした。右の表をご覧ください。令和5年度の本市の暴力行為の発生件数は、小学校は105件、中学校は51件で、前年度と比較すると、小学校は14件の減少、中学校は6件の増加となっています。暴力行為の発生件数については、中学校で増加しており、とりわけ器物損壊が増加しています。原因としては、かっとなって物を壊す事案が多く、感情をコントロールできず、物に当たってしまう生徒が増加していることが考えられます。

引き続き、個々の児童・生徒の背景を踏まえて指導を行い、ストレスや不安の解消に取り組みます。また、専門家や関係機関との連携を積極的に行っていきたいと考えています。

次に、2、いじめの認知件数についてです。

折れ線グラフをご覧ください。令和5年度の本市児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、小中学校ともに国及び県より少ない状況です。右の表をご覧ください。令和5年度の本市のいじめの認知件数は、小学校は101件、中学校は64件であり、前年度と比較すると、小中学校ともに増加しています。

いじめの認知については、各学校において積極的な認知に取り組んでいるところですが、引き続き、発見できていないいじめがある可能性を考慮しつつ、積極的な認知や早期対応に取り組み、いじめの防止を図っていきたいと考えています。

最後に、3、不登校の児童生徒数についてです。

折れ線グラフをご覧ください。令和5年度の本市児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小中学校ともに国及び県より多い状況です。右の表をご覧ください。令和5年度、小学校は271人、前年度比、約1.7倍の増、中学校は354人、前年度比、約1.3倍の増と、小中学校ともに増加しています。

令和5年3月に文部科学省から出された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランを踏まえて、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための支援を行っていくことが重要であると考えています。子供たちの小さなSOSの早期発見に努め、個々の児童生徒の状況を適切に把握し、積極的に不登校児童生徒の学びの場を確保していきたいと考えています。

また、不登校児童・生徒のうち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭など、専門的な相談、指導等を受けていない割合については、国

は38.8%であるのに対し、本市では49.4%と多い状況です。担任以外からの支援を受けることができるよう、つながりを意識した取組が必要であると考えています。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 京極委員：不登校に関して、専門的な相談、指導を受けていないという割合が高いから、この中学校の不登校の割合が高くなっている。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：そこだけが原因だとは思っておりません。資料下部に示しているとおり、専門的な指導を受けていないうち、実際に教職員等が指導に関わっているのは、本市では96.4%と国より高い割合です。したがって、今までは専門的な人ではない担任等の教員中心で取り組んでいたと思われます。今こういった実態なので、さらに専門的な方々に入っていて、声かけであったり、よりよい取組につなげていきたいと考えております。
- 京極委員：ということは、今、専門的な相談に対応できる人が足りないということですか。それだと増やさないといけないでしょうし。
- 市場教育長：専門的な指導を受けていない要因は何かというご質問。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：人が足りないという面も正直あるかと思います。したがって、来年度予算でもそういったところは拡充していきたいと思っております。

また、人員の不足以外にも、今いる人たちの活動の質をどうやって高めていくか、これも考えていかないといけない。例えば不登校になって、声かけ一つ取っても、教員の声かけがどうしても難しくなっている。また、家庭訪問したときにどう声をかけていいのかわからない、そういった実態もある。そこは専門的な人が入るなど、専門的な人の活用と申しますか、より関わってもらうとか、そういう質を高めるということも必要だと思っております。

- 京極委員：逆に、教員と専門家の方の連携の問題があるのではないかなと思うのですが、そこはどう捉えていますか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：おっしゃられるとおりでありまして、例えば相談業務を専門的に行うスクールカウンセラーや心のサポーターは、勤務時間が教職員の授業時間にちょうど当たります。したがって、本来、連携したい放課後とか時間外というところは、そういった方々はほぼ勤務されないことが多いので、今おっしゃられたとおり、連携の仕方も、紙面で行うなど工夫はされていますが、連携しづらい、不足している面はあるかと思います。
- 京極委員：そのあたり、改善することがあるので、可能性はあるかなと思います。ありがとうございます。
- 島本委員：暴力行為のところで器物破損が多いと言われたんですけれども、どのようなものを壊すのですか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：小学校のほうの壊れた物で言いますと、ガラスが一

番多く3割弱で、次が、1割強がドアです。それ以外は、壁とか落書きとか、タブレットやコーンとか、置いてあるものとかが、1割弱ずつ、壊れています。中学校では、壁が5割、半分ぐらいは壁です。机が2割ぐらいで、あとはロッカー、ガラス、ラケット、人の道具です。そういった物を壊しているという状況があります。

- 島本委員：午前中、東西条小学校を見せてもらって、きれいになっていましたけど、辛いですね。

それ以外に、対教師暴力とか、対生徒間暴力というのはあまりない状況ですか。

- 市場教育長：暴力行為についてはどうですか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：7ページの1の表の右側にもありますように、発生件数の中で、例えば令和5年10月時点と令和6年10月時点では、中学校が33から74と増えているような状況もあります。これは、ほとんどがからかいとか、言葉の掛け合いの中で、大きなけがをすることではないのですが、からかったり何かしたときに手が出てしまうというような、アンガーマネジメントであったり、逆に声をかけるほうの質の低下があったり。もっと言えば、子供同士で解決する力、こういったものも下がってきている。いろいろな要因はあると思うのですが、からかいからということが増えております。
- 市場教育長：よろしいでしょうか。
- 島本委員：分かりました。ありがとうございます。
- 柏崎委員：不登校については対応している割合とかが書いてあるのですけれども、暴力行為、いじめについては、対応されている、相談されているというデータはないのでしょうか。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：いじめは、認知したら管理職から必ず指導課のほうに報告が入り、指導課は其中で必ずどのような状況だったのか、その確認、それから被害者のケア、加害者への指導と周辺の関係児童生徒、クラス等への指導の状況、加えて保護者への対応、そういったものを全て確認しておりますので、ここに上げてあるものに関しては、全て納得したというわけではありませんが、必ず対応はしております。
- 柏崎委員：上の2つはもう100%対応済みということで書いてないということですね。ありがとうございました。
- 市場教育長：そのほかございませんか。

報告第57号 東広島市市制50周年記念「未来の東広島市」コンクールの結果について

- 市場教育長：次に、報告第57号東広島市市制50周年記念「未来の東広島市」コンクールの結果について説明をお願いいたします。
- 今井指導課課長補佐兼指導主事：報告第57号東広島市市制50周年記念「未来の東広島市」コンクールの結果についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

本市の市制施行50周年の節目に、将来の東広島市を担う子供たちがこれからの東

広島市の作り手としての意識を高める機会をするために、東広島市市制50周年記念「未来の東広島市」コンクールを実施しましたので、その結果について報告させていただきます。

本コンクールは、東広島市立の全小・中学校において、授業や部活動、夏休みの課題として取り組まれました。参加人数は、小学生8,420名、中学生848名、合計9,268名でした。応募作品は指導課で審査を行い、特別賞等を決定しました。9、10ページには、東広島市長賞を掲載しています。本来は生涯学習フェスティバルの開会式で表彰する予定でしたが、警報発令のため中止となりましたので、教育長が各学校を回り、受賞者を表彰しました。作品は11月21日まで本庁舎1階ロビーに展示しました。12月16日から26日までは10階ギャラリーに展示する予定です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第58号 令和6年度地域文化功労者表彰（文部科学大臣表彰）の被表彰者の決定について

○ 市場教育長：それでは、次に報告第58号令和6年度地域文化功労者表彰（文部科学大臣表彰）の被表彰者の決定について説明をお願いいたします。

○ 手島生涯学習部次長兼文化課長：報告第58号令和6年度地域文化功労者表彰（文部科学大臣表彰）の被表彰者の決定について報告いたします。

資料の11ページをお願いします。

10月9日水曜日に文化庁から地域文化功労者表彰（文部科学大臣表彰）の被表彰者の決定の発表があり、東広島市から推薦しておりました1名の方が受章されることとなりましたのでご報告いたします。

受章されることとなりましたのは、文化財保護の部門として、市文化財保護審議会委員の棚橋久美子氏で、長年にわたり広島県文化財保護審議会委員等を務められ、地域文化の振興に貢献されたことが評価されたものでございます。表彰式は11月20日に京都府で執り行われました。

報告は以上です。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第59号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

○ 市場教育長：それでは、次に報告第59号登録有形文化財（建造物）の新登録について説明をお願いいたします。

○ 手島生涯学習部次長兼文化課長：資料の12ページをお願いいたします。

去る11月22日の国の文化審議会で、国登録有形文化財の新登録についての答申があり、本市から申請しておりました高屋町白市の伊原惣十郎家住宅主屋など4件、

大藤家住宅離れ座敷など3件の合計7件が、新たに国登録有形文化財に登録されることとなりましたのでご報告いたします。資料13ページには写真を掲載させていただいております。いずれも町家で、次に14ページに示しておりますとおり、国の重要文化財旧木原家住宅、灰色の部分になります。それから、平成30年11月に登録された伊原家住宅、赤い部分です。それから、青色の部分、保手濱家住宅などとともに、白市の歴史的な景観を構成する重要な建造物でございます。白市地区にはほかにも歴史的建造物群が多く残っておりますので、今後も文化財登録や指定などの手法により、保存を図ってまいりたいと考えております。これにより本市の登録有形文化財は7件増え、116件となる予定です。

報告は以上です。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
よろしいでしょうか。

その他ア 中国中学校駅伝競走大会結果について

その他イ 令和6年度小中学校文化部関係全国大会結果について

その他ウ 第34回東広島市生涯学習フェスティバルの開催結果について

その他エ 生涯学習施設利用者の皆様へお知らせについて

その他オ 第12回探検！文化財の開催について

その他カ 西条酒蔵通り地区の町並みの保存と活用を考えるワークショップの開催について

その他キ 次回教育委員会定例会の日程について

○ 市場教育長：それでは、その他に移りたいと思います。

このたびは、個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からございますか。

それでは、ないようですので、続きまして次回教育委員会定例会の日程について説明をお願いいたします。

○ 武上学校教育部長兼教育総務課長：12月は26日木曜日15時から会議室201でお願いしたいと思います。

次々回、1月は24日金曜日15時からで調整のほうをお願いしたいと思います。
説明は以上でございます。

○ 市場教育長：それでは、次回は、12月26日木曜日15時から会議室201でよろしいでしょうか。12月26日木曜日15時から会議室201で決定します。

次々回は1月24日金曜日15時からをご提案しましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からありますか。

議案第16号 令和6年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

閉会 午後3時30分